

## 東邦看護学会誌投稿規定

### 1. 投稿者の資格

筆頭著者は、原則として本学会員であること。ただし、編集委員会から依頼された論文についてはこの限りではない。

### 2. 論文の種類

- 1) 論文は、看護および看護教育の向上・発展に寄与し得るものであり、他誌（国の内外を問わず）にすでに発表あるいは投稿されていないものに限る。また、本誌投稿中に他誌への投稿をしてはならない。
- 2) 論文の種類は、総説、原著、研究報告、実践報告、資料、その他であり、希望する論文の種類を明記する。
- 3) 論文の種類の内容は、下記の通りである。

【総説】特定のテーマについて文献考察を行い、当該テーマについて総合的に現状と展望を明らかにしたもの。

【原著】独創的で新しい知見や理解が論理的に示されているもの。

【研究報告】内容的に原著には及ばないが、研究結果の意義が大きいもの。

【実践報告】看護実践などの発表を行うことにより、看護の向上や発展が見込めるもの。

【資料】看護学に関連する有用な調査データや文献など、会員の参考になるもの。

【その他】上記以外に、編集委員会が適当と認めたもの。

### 3. 倫理的配慮

人および動物が対象である研究は、倫理的に配慮され、その旨が本文中（研究倫理審査委員会での承認、承認番号）に明記されていること。

日本看護協会の「看護研究における研究倫理チェックリスト」を参照して確認する。

### 4. 投稿手続き

- 1) 投稿論文（本文および図表など）を2部（1部は原文、1部は著者が特定される箇所をブラインドしたもの）、投稿用表紙1部、投稿論文チェックリスト1部を編集委員会宛てに郵送で送付する（初回のみ）。ブラインド箇所は著者名、投稿者の所属機関名、受審した倫理審査委員会名・承認番号、謝辞等を指す。ブラインド方法は以下のようにする。

例、東邦大学看護学部倫理審査委員会  
⇒○○○○○○○○倫理審査委員会

封筒の表に「東邦看護学会誌論文」と朱筆し、下記に郵送する。

〒143-0015

東京都大田区大森西 4-16-20

東邦大学看護学部

東邦看護学会誌編集委員会

編集委員長 宛

- 2) 2回目以降の論文提出は、電子ファイル（PDF）で下記に送付する。

編集委員会用アドレス

【kangohenshu@ml.toho-u.jp】宛

- 3) 投稿用表紙には、①希望する論文の種類、②表題（和文と英文表記）、③日本語のキーワード3～5語（原著の場合は英語のキーワードも必要）、④共著者を含む著者名（日本語とローマ字表記）、⑤筆頭者会員番号、⑥所属機関（日本語と英語表記）、⑦連絡者氏名、⑧連絡先（住所、電話番号、メールアドレス等）を記入する。

### 5. 論文の受付および採否

- 1) 論文の受付締め切りは7月15日（必着）とし、論文の到着日を受付日とする。
- 2) 投稿論文の採否は、査読を経て編集委員会が決定する。
- 3) 採否は本人に通知し、論文は返却しない。
- 4) 編集委員会は、投稿論文について修正を求めることがある。その場合には定められた期日までに再提出すること。
- 5) 編集委員会の判定により、論文の種類の変更を著者に求めることがある。

### 6. 論文執筆要領

- 1) 論文はA4判横書きとし、1頁は40字×30行とする。原著は13枚以内（約15000字）、研究報告・実践報告・資料は11枚以内（約13000字）とする。ただし、引用文献と謝辞は文字数の規定外とする。
- 2) 図表および写真は、A4判1枚を1200字程度とする。
- 3) 図表および写真は、図1、表1、写真1などと番号

をつけ、本文とは別にし、本文の後ろにつける。図表および写真は白黒を原則とする。

- 4) 本文の見出し順位は、以下の通りとする。
- I. II. III.
1. 2. 3.
- 1) 2) 3)
- (1) (2) (3)
- 5) 章立ては、「はじめに」や「序論」「序説」、または「緒言」および「おわりに」や「結語」「謝辞」を使用する。
- 6) 原著、研究報告、実践報告を希望する場合には、和文要旨400字程度をつける。要旨は、表題、キーワードを記載し、構造化抄録（目的、方法、結果、考察または結論と項目をつける）の形式とする。また、原著希望の場合には和文要旨の他に英文要旨250words程度をつける。
- 7) 学会、研究会等で発表したものは末尾にその旨を明記する。
- 8) 文献から引用した場合は、引用箇所に1), 2), …と肩番号を付す。番号は日本語・英語文献問わず、引用順とする。複数の論文を引用する場合は、1) 2) 3)と連続した肩番号を付す。
- 9) 引用文献は、論文末尾に一括して使用した順に記す。著者が4名以上の場合は、3名までを記載し、それ以降の著者は、“他”(et al.)と省略する。記載方法は次の形式による。
- ①雑誌の場合 著者名：表題名。雑誌名（英語雑誌は斜字）、巻(号)：最初の頁-最後の頁、西暦年次。
- 例) 出野慶子, 河上智香, 天野里奈 他：1型糖尿病をもつ年少の子どもを養育する父親の役割。日本糖尿病教育・看護学会, 18 (1) : 33-39, 2014.
- 例) Murakami Y, Okamura H, Sugano K. et al.: Psychological distress after disclosure of genetic test results regarding Hereditary Nonpolyposis Colorectal Cancer - a preliminary report-. *Cancer*, 101 (2) : 395-403, 2004.
- ②単行本の場合 編著者名：書名(版)。引用頁(-頁), 出版社名, 発行地, 西暦年次。
- 例) 高木廣文：質的研究を科学する。120, 医学書院, 東京, 2011.
- 例) Benner, P.: From Novice to Expert. 212, Prentice Hall, New Jersey, 2001.
- ③翻訳書の場合 原著者名：訳者名：書名(版)。引用頁(-頁), 出版社名, 発行地, 訳書出版西暦年次。

例) Glaser, B. G., Strauss, A. L.: 木下. 65-80, 医学書院, 東京, 1988.

④ホームページの場合 著者名：タイトル。(URLアドレス, 閲覧年月日)

例) 厚生労働省：平成18年病院報告の概況。  
(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/iryosd/byouinhokoku/18/index.html>, 2010. 12. 20)

## 7. 著者校正

著者校正は1回とし、誤字脱字等の修正のみとする。校正時の大幅な加筆、修正は原則として認めない。

## 8. 著者が負担すべき費用

- 1) 規定枚数を超過した分については所要経費を実費負担とする。
- 2) 別刷は50部まで無料とし、それを超える分は実費負担とする。
- 3) 図表等、印刷上特別な費用を必要とした場合は実費負担とする。

## 9. 著作権

投稿論文のすべての著作権は本学会に帰属する。掲載後は本学会の承認なしに他誌に掲載することを禁ずる。

著作権譲渡同意書に、著者(共著者を含む)全員が自記筆で署名し、最終論文提出時に論文とともに送付する。

## 10. 利益相反

謝辞(あるいは助成等)の欄の次に、当該研究の遂行や論文作成における利益相反の有無を記載する。利益相反となるような経済的支援を受けた場合には、その旨を明記する。利益相反状態が存在しない場合には、「本研究における利益相反は存在しない」と記載する。

## 附 則

- この規定は、2011年2月2日から施行する。
- この規定は、2012年2月27日から施行する。
- この規定は、2015年5月8日から施行する。
- この規定は、2016年3月8日から施行する。
- この規定は、2017年3月15日から施行する。
- この規定は、2018年3月15日から施行する。
- この規定は、2020年3月15日から施行する。
- この規定は、2021年3月15日から施行する。